

日教第7-1号
令和6年8月7日

文部科学大臣

盛山正仁 殿

日本教育大学協会長

國分 充

国立教員養成系大学・学部附属学校における教師の処遇改善について（要望）

平素より、日本教育大学協会の活動に、ご理解、ご支援を賜わり、御礼申し上げます。

本協会は現在、56の国立教員養成系大学・学部（以下「大学・学部」という。）により構成されており、大学・学部は、合わせて250を超える附属学校園（以下「附属学校」という。）を設置しています。

各大学・学部は教員養成をその重要な使命とし、多くの有為の教育者を学校現場に送り出してまいりました。また、現在も、附属学校を重要な教育実践及び教員研修の場として位置付け、専門的で高度な教員養成及び研修を進めています。

しかしながら、近年の光熱水費の高騰や人件費負担等により、各大学・学部の財政状況は限界という状況です。各大学・学部及び附属学校は、主として国から措置される運営費交付金を財政的な基盤としていますが、法人化以降、運営費交付金は減額されたままであり、教育内容の充実や下記に記載する「教師の処遇改善」等を実現するための新たな財源の確保は非常に困難となっております。

国の財政状況も非常に厳しいことは承知しておりますが、今後も、各大学・学部及び附属学校が、我が国の教員養成を牽引し、有為の教育者を送り出せるよう、下記の点について、国立大学運営費交付金での措置をはじめ、ご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 教師の処遇改善について

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）（以下「審議のまとめ」という。）では、「教師の処遇改善」について、教職調整額の率を少なくとも10%以上にすることが必要であるとの提言がなされています。教師の職務の特殊性への配慮も踏まえた、現実的な提案であり、是非ともこの措置が実現されるよう、強く期待いたします。あわせて、職務や勤務

の状況に応じた処遇のあり方についても、6級制の実現、学級担任の教師について義務教育等教員特別手当の額の加算、管理職手当等の改善等々、極めて具体的かつ効果的な施策が提起されています。

また、「審議のまとめ」を受け、「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」（以下「骨太の方針」という。）では、質の高い教師の確保・育成に向け、教師の処遇を抜本的に改善すると明記されています。

教師の業務の複雑性・困難性が増大し、より高度な人材を確保する必要性が増している今日の学校現場の状況において、教師の処遇改善は待ったなしの喫緊の課題であり、「審議のまとめ」で提案され、「骨太の方針」で明記された施策について、令和7年度に整備が進み、早急実現されることを、強く求めます。

2. 国立大学附属学校に勤務する教員への配慮・支援について

我が国の学校教育は、公立学校によってのみ担われている訳ではありません。教員給与を一般の公務員より優遇することで、教職に優れた人材を確保しようとする人材確保法の趣旨を踏まえると、今回の「審議のまとめ」で提案されている公立学校に勤務する教師の処遇改善は、本来、学校の設置主体に関わらず、全ての教師たちに均しくなされるべきと考えます。

特に国立大学附属学校においては、県や市の自治体から多くの教員を人事交流で迎え入れており（回答大学の約7割の大学・学部において8割を超える附属学校教員を人事交流により確保（日本教育大学協会調べ）、公立学校と同等の処遇改善を実現しなければ、人事交流がスムーズに進まず、また、採用に当たっても、附属学校が優秀な人材を確保することが困難になってしまいます。

こういった状況も踏まえ、今後、国立大学附属学校を含め、公立学校以外に勤務する教員の処遇の改善についても是非検討の対象に加えて頂き、「審議のまとめ」で提起されたものと同等の処遇が、全ての教師に行きわたるようご配慮、ご支援を要望致します。